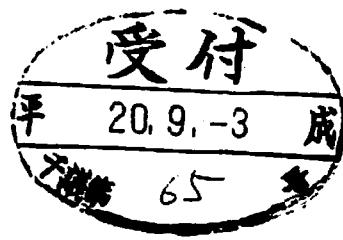


請願書



千葉県議会議長 浜田穂積様

平成 20 年 9 月 3 日

〈請願者〉

住所 千葉県富津市鶴岡 486-1

氏名 きなだ国有林同業会 会長 青木達郎

住所 千葉県君津市外箕輪 2-26-20

氏名 銚持工業株式会社 代表取締役 銚持純一

住所 千葉県木更津市潮見 4-18-8

氏名 三栄港運株式会社 代表取締役 松田紀道

住所 千葉県富津市鶴岡 457

氏名 千葉産業株式会社 代表取締役 増尾光彦

住所 千葉県木更津市吾妻 2-7-20

氏名 中央産業株式会社 代表取締役 鈴木哲雄

住所 神奈川県鶴見区寛政町 1-6

氏名 松浦企業株式会社 代表取締役 松浦源至郎

住所 千葉県富津市鶴岡 486-1

氏名 有限会社丸和建材社 代表取締役 青木龍一

〈紹介議員〉

氏名 川名寛章

氏名 吉本 天

氏名 信田光儀

(件名)

新規申請

富津市鬼泪山国有林 104 林班他の山砂採取事業の早期着手に

向けての土石採取対策審議会開催について

(趣旨) 私共きなだ国有林同業会六社は富津市の旧佐貫町及び天羽町にて地場産業として山砂採取事業を営んでおります。

山砂採取事業と申しますのは、採取した山砂を洗浄、加工し生コンクリート用骨材や道路の路床材、住宅地等の埋立材として供給するのですが、近年、山砂資源の枯渇が急速に進んでおります。

この山砂資源は社会資本の整備には不可欠な公共的資材としてなくてはならぬものであり、今後ともその重要性が変わることは無いものと考えています。

既にご承知のように昨年4月より羽田空港D滑走路の埋立事業に使用される約3000万m³の山砂が千葉県から搬出中であり、この大量の山砂が搬出されると、千葉県をはじめとする首都圏の生コンク

リート用細骨材の供給が困難となるおそれが出てまいりました。

しかるに千葉県でも限られた区域に賦存する良質な市宿砂層と呼ばれる山砂資源の確保は容易なものではなく、私共のきなだ国有林同業会組合員も資源の枯渇による操業の継続が困難となり設立当初の10社から現在の6社へと撤退を余儀なくされ今日に至っております。

このままでは富津市の国有林周辺で操業しております山砂採取業者は休業や廃業に追い込まれるものと危惧いたしております。

このような事態に陥りますと社会基盤の整備に資する洗い砂の逼迫を招き、千葉県内をはじめ公共事業等の建設に不測の事態を招くであろう事は容易に想像できるところでございます。

このような事業環境の中にあって、資源産業としての社会的使命を果たすため、永年に亘り私共は結束して国有林104・105林班の開発を関係各方面へ陳情してまいりました。

第15回の土石採取対策審議会(平成6年3月25日)においても、「地元事業者による組織的かつ秩序立った計画が樹立するならば、将来的に、地元市と調整しつつ、優良な地元事業者の育成という観点から検討していく」という方向性が示されました。

ようやくにして、関係各方面へのご理解も得ながら今日に至ったわけですが、近年の自然環境の保全に関する世論の高まりは開発事業に対し自然環境の破壊者というイメージを与えていくように思われます。

過去に一部の事業者の中には採取跡地の緑化を行わずに放置したまま廃業や倒産する事業者もあったことからこのような事態を招いたものと思いますが、多くの事業者は社会の山砂需要に応えるため安定的に事業を継続する努力をしており、そのために採取事業の完了後には表土で客土を行い、そして植樹し、法面には速やかな緑化を行っておりますが、今後は単に法令を遵守するだけではなく、これらの緑化事業を担保することが必要であると考えております。

そのため、過去に東京湾横断道路用の埋立用山砂として国有林 104 林班を開発し、跡地の緑化事業を完了させた浅間山関係六社の例を参考に、跡地緑化保証制度を確立している東京国有林採石協会の緑化保証制度の中で採取事業の緑化を行いたいと考えております。

また我々きなだ国有林同業会全 6 社が、国有林 104, 105 林班に集約して開発する事は、各事業者が分散して開発するよりも環境に与える負荷、影響は少ないものと確信致しております。

この地区の開発に関しましては、第三者的な立場からちばぎん総合研究所に調査報告書を求めたところ、次のような調査報告を受けました。

需要側（生コンクリート業界）から考察すると「東京圏における骨材需要に対応していくために、引き続き千葉県からの山砂供給が必要であり、現在の供給量を維持していくためには、104・105 林班の開発事業が必要だと考えられる。」

又、供給側（山砂業界）から考察すると「富津市の経済活動の水

準を維持し地域の活性化を図っていくため、またより広く千葉県の経済活動を促進していくために、104・105 林班開発事業の実施が望ましいといえる。」としており、さらに、今後の方向性の提案として

- 「山砂の採取事業は、必然的に自然環境に影響を及ぼす行為であり、こうした観点から見ると積極的に肯定できるものではないが、104・105 林班の開発事業は、その必要性等を総合的にかんがみて、事業化はやむを得ない。」
- 「ただし、限定した範囲での採取として認めるものであり、事業後の現状復帰など、適切な事後対応を条件とすべきである。」と結論付けている。

《その根拠は》

1. 現在の社会情勢から東京圏近郊における骨材需要への対応は不可欠である。当地域は良質な山砂を供給できる地域資源を有し、東京圏でその需要に応えられる数少ない立地環境にある。
2. 事業の実施による地域経済、県内経済への貢献度も高い。
3. 山砂採取事業は確かに自然環境への負荷をかける。しかし、他の骨材採取手法と比較して、その度合いは相対的に少ないと考えられる。(国有林 104・105 林班開発事業に関する調査報告書)より抜粋。

以上のような調査報告を受けて、私共は共同して計画的に秩序ある山砂採取事業を目指すことが時代の要請ではないかと考えるに至り、国有林開発におきましては、過去の教訓を糧として、林野庁の

法面造成の指針、採取跡地の緑化基準及びパトロール等の監視体制の整備、又、県当局のご指導と砂利採取法等の法令遵守並びに周辺住民との対話と協調を継続しながら環境に配慮した事業推進をお誓いするものであります。

繰り返しになりますが、私共は逼迫する山砂需要に的確に応えつつ、今後とも産業振興や地域振興、併せて首都圏の骨材需要に安定的に応えるため、関東森林管理局千葉森林管理事務所管内に所在する鬼泪山国有林 104 及び 105 林班からの山砂採取を行いたく、千葉県当局に本件をご協議いただき、土石採取対策審議会の場で早期にご審議いただけますよう請願するものであります。

請願事項

「鬼泪山国有林 104・105 林班他の山砂採取事業着手に向けて千葉県土石採取対策審議会の早期開催をお願いする。」

以上